

印西市公告第 1 1 5 号

地方自治法第 2 3 4 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和 3 年 1 2 月 7 日

印西市長 板 倉 正 直

1 事業概要

(1) 工事名、工事場所

	工 事 名	工 事 場 所
①	小林小学校・原小学校空調設備設置工事	印西市小林 2 4 4 8 - 2 外

(2) 最低制限価格を設定する。

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
- ・令和 2 ・ 3 年度印西市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者。
 - ・印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 1 9 年 5 月 2 日告示第 9 5 号）の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 工事案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める申請期間内に、電子入札システムにより申請すること。

なお、「印西市電子入札システム運用基準」紙入札業者として認める場合の条件を満たす場合に限り紙入札での参加を認める。その場合、申請期間内に提出書類（使用印を押印したもの。申請書は 2 部）及び「紙入札方式参加届出書」を財政課に持参すること。このときの受付は土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする（ただし、最終日については午前 9 時から午後 2 時までとする）。

※「ちば電子調達システム」

https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T_INIT_Action.do

4 設計図書等の交付

設計図書等は、別表に定める期間内に「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステ

ムからダウンロードすること。

5 質問及び回答

質問がある場合は、現場説明書に明記された方法により行うこと。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

回答は「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに随時、掲載する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「経営事項審査結果通知書」「事業所の所在地」「建設業の区分」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

別表に定める。

(2) 入札方法

ちば電子調達システム内の電子入札システムにより、入札金額を入力する。

落札決定に当っては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 入札金額内訳書

電子入札システムの添付機能を利用して添付で提出すること。入札金額内訳書の書式は、原則として「ちば電子調達システム」入札情報サービスシステムに提示した様式に準じて作成すること。入札金額内訳書の作成にあたっては印西市ホームページ掲載の「建設工事の入札における入札金額内訳書取扱要領」を参照のこと。

(4) 開札

別表に定める。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 事後審査書類の提出

落札候補者は、落札候補の通知があった翌日(土・日曜日、祝日を除く)午後2時までに、別表に定める書類を電子メールまたはファクシミリにより財政課まで提出しなければならない。

(3) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、市は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(4) 落札者の決定

本入札は入札参加資格の確認を開札後に行う事後審査型の一般競争入札であり、確認の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者を落札候補者として順次確認を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行うものとする。

落札者決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全

てに通知する。

8 契約の締結について

落札の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。契約にあたっては印西市ホームページ掲載の「契約書作成の留意点について」を参照のこと。

9 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 入札参加者は、入札約款（印西市電子入札約款、印西市電子入札システム運用基準を含む。）及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。
- (4) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (5) 提出された申請書等は返却しない。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (6) 電子入札システムの運用時間は、午前8時から午前0時とする。

10 問い合わせ先

事業概要、閲覧資料、質問書提出について	別表記載の事業担当まで
入札参加資格申請書提出、入札書提出、事後審査書類提出、システム操作について	<u>財政課契約検査係</u> 電話番号 0476-33-4403 ファクシミリ番号 0476-42-7242 電子メールアドレス keiyaku@city.inzai.chiba.jp

印西市公告第115号 別表①

入札に関する事項			
1 事業概要			
工事名	小林小学校・原小学校空調設備設置工事		
工事場所	印西市小林2448-2外	工期	令和4年3月31日まで
工事概要	小林小学校の1階生活科室、会議室への空調機器設置 原小学校の2階図画工作教室への空調機器設置		
予定価格	5,640,000円(税抜) ※最低制限価格を設定する		
2 入札参加条件			
資格要件	工種(業種)(※1)	管工事	
	経営事項審査結果通知書(※2)	総合評点(P)なし	
	事業所の所在地(※1)	千葉県内本店	
	一般(特定)建設業の区分	一般又は特定	
	同種の履行実績(※3)	特になし	
	配置予定技術者の資格(※4)	主任技術者	
	特殊工法等による資格条件	特になし	
3 入札参加資料の提出等			
申請期間	令和3年12月7日(火)午前9時から 令和3年12月20日(月)午後2時まで		
申請書類	入札参加資格確認申請書(別記第3号様式)、誓約書(別記第3号様式の2)		
4 設計図書等の交付			
縦覧期間	令和3年12月7日(火)午前9時から 令和3年12月20日(月)まで		
5 質問及び回答			
質問	現場説明書に示すとおり		
回答	現場説明書に示すとおり		
6 入札及び開札			
入札期間	令和4年1月11日(火)午前9時から 令和4年1月12日(水)午前11時まで		
開札	令和4年1月12日(水)午後1時30分から行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定するが、落札候補者となるべき者の入札価格が最低制限価格を下回る場合は失格とする。		
事後審査書類の提出	(1) 配置予定技術者の雇用状況が確認できるもの(保険証の写し等) ※保険証の被保険者等記号・番号の部分はマスキングを施すこと (2) 配置予定技術者の資格者証の写し		
事業担当	印西市教育部教育総務課 (電話) 0476-33-4703 (ファクシミリ) 0476-42-0033 (電子メール) kyousouka@city.inzai.chiba.jp		

(※1) 令和2・3年度印西市競争入札参加資格者名簿に記載されているもの。

(※2) 総合評定点は、申請日直前に受けた経営事項審査結果通知書にて、資格要件で定める「工種(業種)」における総合評定(P)をいう。

(※3) 公告日以前に工事が完了し引渡しの済んでいる国又は地方公共団体等の発注に係る工事で、当該年度

及び過去10年度間までのものを対象とする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績の場合は代表者であること。

(※4) 配置予定技術者は直接的、かつ、恒常的な雇用関係にある者であること。なお、恒常的な雇用関係とは当該事業の入札参加資格申請時に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

また、配置予定技術者の資格は、「工種（業種）」の許可業区分に応じた資格等であること。